

鳥取縣公報

縣令

號 外 火 曜 日
昭和七年五月卅一日

◇鳥取縣令第二十九號

大分四年五月

昭和五年五月鳥取縣令第二十九號漁業取締規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年五月三十一日

鳥取縣知事 館 哲 二

第二十條ノ二第二號中「自十月一日至十一月五日」トアルヲ「自十月一日至十一月十日」ニ改ム

第二十一條ニ左ノ二號ヲ追加ス

十 鮎ノ流釣(方言ナグリニ限ル)

十一 河川ニ於ケル塚漬

第二十三條ニ左ノ一號ヲ追加ス

十一 鮎ノ空懸釣(方言ゾロニ限ル) 自六月一日 至六月三十日

第二十四條ニ左ノ三號ヲ追加ス

- 十二 日野川筋日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ堰堤ヨリ、上流十八メートル下流百八十メートルノ區域
- 十三 日野川筋西伯郡車尾村大字觀音寺並ニ同郡春日村大字古豊千ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌漑用堰堤ノ上流三十六メートル下流三百六十メートルノ區域
- 十四 法勝寺川筋西伯郡車尾村大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌漑用堰堤ノ上流十八メートル下流百八十メートルノ區域

昭和七年五月卅一日印刷
昭和七年五月卅一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
 印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海 支